

平成 28 年度沖縄県障害者自立支援協議会 議事録

日 時：平成 29 年 2 月 15 日（水）14:00～16:10

場 所：県庁 6 階第 2 特別会議室

出席者：○伊波 剛（社会福祉法人 五和会 相談支援専門員）  
○久手堅 憲太（株式会社 hull house 相談支援専門員）  
○小浜 ゆかり（NPO 法人 わくわくの会 所長）  
○高良 幸伸（社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会 院長）  
○中下 綾子（医療法人 天仁会 相談室長）  
○大城 政之（県立島尻特別支援学校 校長）  
○浦崎 達夫（県教育庁県立学校教育課 主任指導主事）  
○川村 浩樹（沖縄障害者職業センター 所長）  
○吉川 嘉朝（社会福祉法人 若竹福祉会 社会就労センター長）  
○田中 寛（公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会 会長）  
○上里 一之（NPO 法人 チーム沖縄 代表）  
○高橋 年男（公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会 事務局長）  
○安村 勤（NPO 法人 名護市障害者関係団体協議会 北部圏域アドバイザー）  
○津波古 悟（NPO 法人 なちゅら福祉ネット 中部圏域アドバイザー）  
○溝口 哲哉（社会福祉法人 若竹福祉会 南部圏域アドバイザー）  
○津嘉山 航（株式会社 ゆにばいしがき 八重山圏域アドバイザー）  
○野原 勝（宮古福祉事務所 宮古圏域アドバイザー代理）  
○金城 弘昌（県子ども生活福祉部 部長）

事務局：障害福祉課 課長 與那嶺 武

地域生活支援班 班長 下地 正人  
主査 玉寄 兼一郎  
主任 椋野 清史  
主任 仲宗根 由貴野  
主任 新崎 加代子  
計画推進班 班長 安里 栄作  
主査 山城 靖幸

## 1 各圏域のアドバイザー及び福祉事務所の活動状況

- (1) 資料P 4 から P 17 まで事務局から報告
- (2) 補足・意見交換

### ■宮古福祉事務所 野原班長

宮古圏域について補足。7月20日に圏域の部会を設置した。その後、9月、11月、2月の計4回開催している。他圏域のアドバイザーにも協力いただき、相談支援従事者等向けの研修も開催した。多良間村の方にも地域診断という形で各圏域のアドバイザーと共に役場や社協、保育所、学校等を訪問した。来年度から新しいアドバイザーを配置するために調整を進めているところ。

## 2 各部会の活動報告

- (1) 相談支援・人材育成部会について

- ① 資料P 18 から P 25 まで事務局から報告
- ② 補足・意見交換

### ■津波古アドバイザー

部会長として補足。各法定研修のワーキングを年4回実施しているが、それだけでは足りないの、更にコアメンバーで集まって4回程度打ち合わせをして資料P 23の内容を作成している。

### ■高橋事務局長

資料P 20の上から3番目の「■」で、ワーキングに当事者枠をつくってはどうかということだが、次年度の計画にどのように反映されていくのか。

### ■津波古アドバイザー

サビ管研修のワーキングの中で、コアメンバーで集まって研修を企画していくのだが、全ての分野別に当事者の方をいれていくということ。今現在のワーキングの中でも意識的に当事者の方に入ってもらっているが、まだ入っていないワーキングなどもあるので、次年度からは全てのワーキングにいれようということ。

### ■金城部長

イメージしやすいように具体的な例を1つ紹介してもらえないか。

### ■安村アドバイザー

法定研修を企画する時は、支援者だけではなく、当事者にも企画段階から入ってもらおうということ。具体的には（協議会の委員でもある車椅子の）上里さんに身体分野の研修企画に入っていたり、児童のところは車椅子の渡慶次さんに入っていたりして、次年度は形づくりをしていこうという考え。

### ■吉川センター長

資料P 19の現任研ワーキングの定員について、27年度は定員100名だったのだが、28年度は定員70名になっており、その結果、応募したのにお断りした方が9名いる。各圏域の課題の中でもスキルアップがあげられており、そのような中で応募してくれた方は貴重な存在。定員を減らしたのは、研修を運営するためのファシリテーターの数が不足したのかなのか、それとも単に応募者の経験年数が満たないなどの理由か。アドバイザーの負担も今かなりあると思うが、応募してきた皆さんが全員受けられるような形にしていきたいと思うが、そのあたりはいかがか。

## ■事務局

事務局から回答する。研修は社会福祉士会が実施しており、同会と協議して会場を選定している。26年度の応募者が定員40名に対して72名と多かったため、27年度は100名定員と大幅に増やした。しかし、受講生は71名となったため、同程度の受講生を見込んで28年度は70名とした。会場の都合で80名までは受入可能だったので79名を受け入れたが、次年度は応募者全員を受け入れられるように同会と協議していきたい。

## ■大城校長

資料P20の「■」の6番目について。児童デイの職員を不審者扱いするとか、自校では考えられないことだが、エピソードがあれば教えてもらいたい。

## ■津波古アドバイザー

デイサービスのスタッフよりも、相談員さんの時に多いようである。サービス等利用計画を作成する際に相談支援専門員が学校を訪問するが、情報がちゃんと行っている学校であれば相談員をすぐに受け入れてくれるが、そうではない学校については『何しに来たのか』という顔をされることが多い。特別支援学校の場合は福祉とかなり連携が取れているので、そういうことはあまりないが、普通学校の発達障害児や特別支援学級などの場合は、福祉にあまり馴染んでいない教職員もいらっしゃる。サービス等利用計画や相談支援専門員とは何かといったことを保護者向けに研修したりしており、次年度は、その中で教職員向けにも啓発していきたい。

## ■高良院長

今の話を聞いて提案だが、福祉では利用計画を作っているように、実は学校でも教育計画（指導計画）を作っているのでは、それが福祉の計画とうまく結びつけばよいと思う。福祉と学校の連携についてはいつも課題になっている。福祉計画と教育計画が同じテーブルで作れるように連携してもらえればよいと感じている。

## (2) 療育・教育部会について

- ① 資料P26からP28まで小浜部会長から報告
- ② 補足・意見交換

## ■高良院長

在宅の重度心身障害児に係る支援資源について。医療型の入所施設が県内に4カ所ある。そのうち、当法人の施設が2カ所あるが、その状況としては入所している利用者の重度化が進んでいる。軽中度の方についてはだいぶ自宅に移っているが、残りの重度の方がどんどん増えてきており、今までの施設の体制では受入が困難な状況になっている。福祉施設というよりも医療機関に近付いており、人員体制も厳しくなっている。そのため、在宅の方のレスパイトに対応する余力がなくなっている。人が減っているのではなく、入所者のケアが増えているというのが実状。また、医師や看護師、特に看護師の確保についても厳しい状況である。他の2施設については把握していないが、多分、人的体制が大きいのだろうと考えている。

## ■金城部長

これは全国的な流れか。

## ■高良院長

全国的に重度の医療ケア、特にNICUの後方支援となると、病院から在宅に移行で

きない重度の方が、直接施設に入所して来る。それが増えてきていて受け入れるベッドがない状況である。

■伊波相談支援員

今の話と関連して、重心のレスパイトという面で、施設の方でももちろん受け入れていただきたいが、在宅に在ながらのレスパイトという話を北部圏域ではスタートさせている。医療的なケアが必要な児童の訪問看護を実施する中で、訪問看護の時間を延ばすことで保護者のレスパイトをすることができないか、そういった事業が作れないかと保健所の保健師とも調整して考えているところ。医療的ケアのレスパイトについて、在宅のレスパイトも含めて、県の療育・教育部会でも話ができれば北部でも取り入れていきたいし、連携していきたい。また、県の部会と連携して今年度那覇市療育センターと名護療育医療センターでペアプロを実施するなど、圏域としても取り組んでいるところ。

■金城部長

児童の関係で、事務局から何かあるか。

■事務局

今のレスパイトケアの件について、市町村の日中一時支援事業で対応してもらっているが、任意事業のため、やっているところとやっていないところ、また、やっていても医療型も対応できているところは多くないので、市町村とも連携して体制の整備を図っていきたい。また、児童デイの時間延長で対応できないか等も含めて検討したい。八重山の方では医療介護基金を使って、事業所で看護師を1名雇ってレスパイトケアを実施するという事業はやっており、その中で石垣市に日中一時支援の事業を整理してもらったところ。

■久手堅相談支援員

南部の方では、日中一時支援を利用している保護者さんから単価が高い、どうしても医療的ケアが必要なお子さんの面倒を見るためにフルタイムで働くことが難しいので経済的な負担が大きいので使いづらいという話を聞く。八重瀬町の方ではお子さんの通学で移動支援事業を利用する方が、同じように1割負担が厳しいという話を聞く。

■小浜部会長

今あげられた意見については、今後継続して話し合っていきたい。医療的ケアが必要なデイサービスがなかなか増えないという状況もあるので、なぜ増えないのか、ということも検証していく必要があると思うし、うちのデイサービスでも10名の定員のうち、3分の2が医療的ケア必要な子である。3名の介護士と3名の介護福祉士等の6名で対応しているが、それでも忙しいという状況で、さらに短期入所となると夜の支援が伴う、泊まりの対応が必要となるため、休ませてほしいという意見もある。なので、昼間はうちも受け入れられるが、夜はなかなかできないので、それぞれの施設が大変というのも分かる。そういう中で今後手を取り合って仕組みを作っていくたり、それぞれの圏域で考えていくことや、一番はご家族やご本人が安心して地域で生活していくことができるような体制を作っていきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

■事務局

先ほど日中一時支援事業という事で話をしたが、国の方でも在宅の医療的ケア児に対する支援ということで、新たなサービスを30年度の法改正に向けて検討していると聞いている。県としてもニーズが高い事業だと考えている。また、健康長寿課の方でもレ

スパイトケア関係の事業を検討していると聞いているので、そことも連携しながら検討していきたいと考えている。

■高良院長

先ほどは受入が非常に厳しいと申し上げたが、施設としても地域支援や在宅の方の支援というのは重要だと思っているので、できるだけ受入したいと考えている。

(3) 就労支援部会について

① 資料P29からP32まで津嘉山部会長から報告

② 補足・意見交換

■川村所長

人材育成、就労支援の研修という問題意識については、職業センターもしっかりもってやっていくところだが、自分が赴任したここ2年間の県内の印象としては、オフJTについては充実しているのではないかと思っている。一人一人の支援者と仕事する印象としては、各事業所でのOJTの仕組みの充実がないと支援が厳しいと強く感じる。例えば、Aさん、Bさんに対してどうやって支援すればいいのか、どういったサービスを組み合わせればいいのかというリアルタイム時に施設の中で、一人で考えこむ方が多い。理論などは集合研修でいいんだろうけど、OJTという視点でやれるモデルみたいなものが県なり、圏域で作ればなと言う私なりの課題意識は持っている。

■津嘉山部会長

今提案してもらったことについて、職業センターが県全体で取り組む時に、県の相談支援・人材育成部会を含めて協議させてもらい、各圏域でそういう組み立てができないかという事を含めて検討できないか勉強させてもらいたい。

(4) 住まい・地域支援部会について

① 資料P33からP47まで安村部会長から報告

② 補足・意見交換

■吉川センター長

資料P39のグループホームのホーム数について、資料では256カ所になっているが、県のHPでは90カ所程度だったかと思う。1つの事業所で3~4カ所持っているところもあるので、その影響だと思うが、その箇所数の違いについて聞きたい。また、男女別などの内訳が取れないか。

■事務局

ホーム数については、指定されているホーム数をそのまま出している。90という数字は手元にないので確認させていただきたいが、ホーム数に間違いはないと思っている。

■吉川センター長

それではもう一度こちらでも確認してみたい。

■事務局

補足になるが、この調査は、地域部会の際にグループホームが足りないという話が出てくるので、統計的にはどうなっているかを確認するために市町村を通じて初めて行った調査。そのため、男女別の内訳がないなど少しやり方が荒かったかもしれないが、全体としては信頼性のある結果と考えている。不足感の背景としては、例えば個別に見て

資料 P 40 の那覇市などは給付決定と利用定員に差があったりするので、圏域や市町村によってバラつきがあるのかなという印象もある。ただ、今回初めての調査なので分析や今後の調査方法等を含めて、住まい・暮らし部会などで引き続き議論していきたい。

#### ■高橋事務局長

一つ要望があって、グループホームの利用者が、段々高齢化してきている。制度上、やはり施設タイプの大規模な複合的な事業を展開しないと、費用対効果というか運営ができないという事に頭を抱えている。小さいアパートに談話室の部屋を確保する余裕がないなど。また、高齢化すると支援の人手が必要になってくるということを課題として考えてもらいたい。私のところのグループホームに入居している 60 代の女性は 3 階のアパートに暮らしているが、今入院中でそろそろ退院できるが、エレベーターもないので自力で上がれそうにない。そういった状況もあることを伝えておきたい。

#### ■中下相談室長

精神病院の長期入院の方は生活面で問題を抱えていて、受け皿に課題がある。例えばグループホームへの入所が決まって退院したものの入所先での生活のマナーが守れない、万引きをするなど、生活面で課題を抱える方がいる。支援しても支援しても戻ってくる状態。そういう方がたくさんいらっしゃる。医療での治療の問題ではないところで頭を悩ませている。お金の管理などヘルパーさんが生活の管理をしっかりしているとうまく行く場合があるが、受入側の施設での課題とも思われるので、どういったものを整えれば受入できるのかなど意見交換をしているがそこが見えない。施設は空きを作って体験もいれて丁寧にやるのだが、戻ってくる。精神障害者の特徴と受け皿の部分でのマッチングなどで課題等があるので、そこを拾って、引き続き意見交換していけば改善につながるのかなと思っている。

#### ■安村部会長

個別に対応していくことが大事だと思っていて、20 年あまり入院していた方でも生活支援が行き届くことで、再入院しないという事例もあるので、各市町村、圏域ごとに相談支援体制について情報共有するテーブルが必要だと感じるので、コーディネーター中心に、医療機関を含めて組み立てていきたい。

#### ■高良院長

質問になるが、長期入院の方の病院から地域移行のためのプログラムがあるか。

#### ■中下相談室長

最近では精神科病院にも退院促進する専門職がいて、OT やナースもチームで連携して退院支援をやっているが、地域移行の給付のやつは使わずにうまく退院できる方もいるので、精神科病院としてはチームで動いてマッチングして合えば安定してとなるので。ただ、なかなかハマらない方もたくさんいて、そこは連携を密にしないといけないので、医療機関だけでは無理だが、地域だけでも無理だと思うので、是非協力してやっていきたい。

#### ■高橋事務局長

今の関連で、「アクト」という地域でサポートしようという仕組みがあるが、(精神科) 病院バックではなく、クリニックと訪問看護など、そういう形で話が進めばと思っている。

## (5) 権利擁護部会について

### ① 資料P48について、事務局から報告

## 3 意見交換

### ■金城部長

発言されていない委員から、せっかくなので一言ずついただきたい。

### ■田中会長

サポートノートえいぶるについて、教育部門から発生したというのがあるが、もうちょっと福祉の部分と協力していただければもう少し周知が進むと思う。また、最近東京で障害者の就職説明会があって、参加企業72社に対して、希望者が65人だった。それだけ今働きにくいというか、働く価値が少ない状況であると言える。例えば色々な研修を受けて知識をつけた相談員がいても、親の中には個別計画知らない人もたくさんいて、行政の方、各市町村に持って行っても書類の書き方がマチマチだったり、在学中に就労支援B型のアセスを取るのも沖縄市はOK、うるま市、浦添市あたりは認めていない。そういったところで相談員の方達は本当に一生懸命色々なものを作ったり、書類が増えたり、教員もそうだが、雑務と言ったらおかしいかもしれないが、そういったのが増えていて、支援の方の意識が空回りするようなことがあるような気がする。これは以前からお願いしているが、県も市町村に対して指導というか、助言というかも少しやりやすい形を提案してもらいたい。また、もう一つ保護者の立場から言うと、制度がどんどんよくなってきて、親の方がもう任せておけばいいやという傾向も確かにあるので、保護者とかご本人に対する啓発も必要だと思う。レスパイトとまではいかないが、我々が関わっている中でも親の依存度があまりにも高すぎるので、それを利用する側、仲介する、支えている行政なども含めて、普及啓発をやっていただければと思う。

### ■上里理事長

自分はサービスを利用する側でもあるし、計画相談を作っている支援者でもある。まず、離島の方から本当の学校に通うための保証人について、教育庁の方でも課題として上がっているのか質問したい。次に医療的ケアが必要な子供たちの安全・安心な地域生活への取組について、地域包括ケアのような形で重度の方達を支援するのも一つの方法かなと思っている。また、30年度の法改正について、色々と情報が入ってきているが、法改正後に就労支援A型や放課後等デイサービスなど、線引きされて淘汰される事業所が出てくる可能性があり、早めに対処できればよいが、来月から受入できませんとなった場合は、困るのは利用者なので、県としても何か対策を検討してもらいたい。

### ■事務局

まず、田中会長からお話のあった件について、支給決定事務については、基本的には市町村の裁量という部分もあるが、県としても国のマニュアルの通知の周知、通達等を徹底してやっているところ。ただ、個々の現場で運用にずれが出てくることもあると聞いているので、その都度、対応の改善について事務連絡等で行っている。最近の例で言うと、療育手帳の再判定の時期をサービスの期限として取り扱っている市町村があったが、再判定の時期はあくまでも障害程度の再確認の時期で、療育手帳の有効期限というわけではないので、適切に取り扱うように通知したところ。このように様々な場面で色々な状況が出てくると思うので、県に情報提供してもらい、一つずつ市町村とも協議し

ながら個別に対応していきたい。また、上里理事長からお話のあった医療ケア児への対応については、市町村の日中一時支援事業と連携を図りながら丁寧に検討していきたい。

■浦崎主任指導主事

保証人の問題としては、教育庁でも課題として上がっている。現時点では、検討はしているが結論は出てない状況。未成年者ということで、緊急時に必ずしも両親ではなく、関係する親族の方で対応できればという話も出ているが、引き続き検討していく。

■事務局

法改正について、平成30年4月1日施行ということで基準等の変更が行われる予定。上里理事長のご指摘はもっともであり、そのため、厚労省の方でも経過措置なども検討されているようなので、情報があり次第、随時、県からも情報発信していきたいと考えている。

以上